

## 発生した事務処理誤りへの対応

平成25年11月26日

厚生労働省年金局事業管理課

日本年金機構品質管理部

日本年金機構国民年金部

## 1. 「事務処理誤り」判明後の「是正基準」について

### 事務処理誤り判明後の状況

○行政事務は、本来法令に基づき、誤りのないよう処理されるべきものであるが、社会保険のような全国民を対象とする制度においては、その処理件数が膨大である。

このため、現在の行政法体系のもとでは、仮に事務処理誤り等があった場合は、行政手続制度や行政不服審査や行政訴訟、国家賠償に関する制度が整備され、救済が図られている。

○一方で、公的年金制度は、長期間にわたる保険料の納付等に基づき、生活の基盤となる保険給付を長期にわたって行うものであり、過去の一時点における事務処理誤り等があった場合には被保険者のその後の生活に多大な影響を与えるおそれがある。

- (1) 公的年金制度の特殊性を踏まえ、事務処理誤り等により、保険料の納付や届出の手続をすることができなかった場合、現行法に基づきこれらの事務処理誤りのうちの一部が救済されている。(別紙1)
- (2) 事務処理誤りにより時効消滅した保険料の納付や事務処理誤りにより期限内に届出や申請の手続が行えなかった事例等については、現行法のもとでは救済が困難となっている。厚生労働省と日本年金機構は、加入者(被保険者)、受給待機者、年金受給者及び厚生年金の適用事業主に瑕疵がなく、日本年金機構側に瑕疵がある場合において、お客様の救済に必要な対応策について検討を行っている。(別紙2)

## 事務処理誤り判明後の対応

○お客様から対応について要望があり救済できている事案

お客様から対応について要望があり救済できている事案の類型	現行の取扱い
<p>1 過去の誤判断・説明誤りによる「加入機会の逸失」のケース</p> <p>＝最初の判断時点・裁定時点で、資格期間が不足している旨の説明があれば、高齢任意加入など別の対応策を講ずることができたにもかかわらず、誤判断・説明誤りにより、脱退手当金を受けたためにその機会を逸失した。</p> <p>＝被保険者が資格取得届と免除等申出書を提出した際に、年金事務所の処理遅延や処理漏れなどにより、免除等の処理が行われなかった。</p>	<p>正確な年金記録の確認が行われなかったことにより任意加入の機会を失い老齢基礎年金等の受給権を得られなかった脱退手当金受給者に係る取扱いについては、平成23年7月8日付年管企発0708第1号及び年管管発0708第1号通知を受けて作成した平成23年7月8日付指示依頼【国年指2011-265、給付指2011-198】により対応を行っている。<u>(いわゆる貝塚事案)</u></p> <p>年金事務所の処理遅延や処理漏れなどによる事務処理誤りは、申請書等を提出した時点に遡った対応を行っている。ただし、保険料を徴収できる期間が経過した場合は保険料徴収は行えない。</p>
<p>2 事務処理誤りにより年金給付関係の裁定等が誤っているケース</p> <p>＝説明・裁定時点で、資格期間等の確認を十分行わず裁定したことにより年金の未払いが発生した。</p>	<p>事務処理誤りが発生した場合における、事務処理の適正化及び瑕疵ある行政処分の変更については、平成22年12月24日付指示依頼【給付指2010-230、品管指2010-145】及び平成24年9月7日付年管発0907第6号により対応を行っている。</p>

## 事務処理誤り判明後の対応

○お客様から対応について要望があり救済できていない事案（一部救済したものあり）

お客様から対応について要望があり救済できていない事案の類型	現行の取扱いと今後の方向
<p>1 過去の誤判断・説明誤りによる「加入機会の逸失」のケース</p> <p>＝最初の判断時点・裁定時点で、資格期間が不足している旨の説明があれば、高齢任意加入など別の対応策を講ずることができたにもかかわらず、誤判断・説明誤りにより、その機会を逸失した。</p> <p>2 事務処理誤りにより「保険料納付機会の逸失」のケース</p> <p>＝お客様に瑕疵がなく、事務処理誤りにより、本来は納付できた保険料が納付期間を経過したこと等により、納付機会を逸失した。</p> <p>【事例1（定額保険料）】</p> <p>＝被保険者が年金事務所に納付書の再発行依頼を行った際に、年金事務所が定額保険料の納付書の送付を失念していたため、被保険者が納付を希望していた一部の期間について、定額保険料を納付することができなかった。</p>	<p>国民年金の保険料は、国民年金法の規定により「徴収時効は2年」と規定されているが、同法第95条では「保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがあるものを除くほか、国税徴収の例によって徴収する。」と規定されている。</p> <p>[今後の検討方向]</p> <p>① 一部は国民年金法第95条（国税徴収の例）により対応する。</p> <p>② ①によっても対応ができないものについては、現行法のもとでは救済が困難。</p> <p>（注）付加保険料については、年金機能強化法により本体保険料と同様に過去2年分まで納付できる。（平成26年4月1日施行）</p>

<p><b>【事例 2（付加保険料）】</b>      =被保険者が正当な申請期限内に付加保険料納付申出書を提出しているにもかかわらず、年金事務所等において入力を失念したことから、納期限内に納付書が交付されなかったため付加保険料を納付することができなかった。なお、記録のみ認めたケースもある。</p>	
<p>3 その他の類型化できる特定のケース（前納保険料、口座振替、追納保険料等）</p> <p><b>【事例 1（前納保険料）】</b>      =被保険者が年金事務所に前納納付書の交付依頼を行った際に、年金事務所が誤って定額保険料の納付書を交付した、又は納付書の送付を失念していたため、被保険者が希望していた割引額による前納保険料を納付することができなかった。      （個別対応した事例）      市町村に前納による納付を希望する旨を明記した国民年金関係届が提出されており、事務センターにおいて納付書を発行していなかったことを確認し、前納保険料の納付を認めた。</p> <p><b>【事例 2（口座振替）】</b>      =被保険者が口座振替依頼書を提出した際に、事務センター等の入力誤りにより、被保険者が希望していた口座振替による前納保険料の納付をすることができなくなった。      （個別対応した事例）      お客様から口座振替申出書が提出されており、口座番号を誤って入力したことで口座振替ができなかったことを確認し、前納保険料の納付を認めた。</p>	<p>○年金事務所等の事務処理誤りを契機としたお客様への対応方法については、機構本部への個別協議により対応している。</p> <p>[今後の検討方向]</p> <p>①事例ごとに詳細な類型化を行ったうえで是正基準による対応を行う。      ②一部①によっても対応できないものについては、現行法のもとでは救済が困難。</p>

**【事例3（追納保険料）】**

＝被保険者が年金事務所に追納申出書を提出した際に、年金事務所が納付書を送付することを失念していたため、追納納付期間を経過し追納保険料を納付することができなかった。

**【事例4（追納保険料）】**

＝被保険者が年金事務所に追納申出書を提出した際に、年金事務所が納付書を年度内に送付することを失念していたため、追納申出年度の追納加算額による保険料を納付することができなかった。

**【事例5（資格期間）】**

＝年金相談の際に、合算対象期間（学生）の説明を誤ったため、任意加入することが出来ずに受給要件を満たすことができなかった。

## 2. 年金記録回復委員会においてご指摘のあったその他の事案の対応

年金記録回復委員会において、事務処理誤りの対応についてご指摘のあった事案の対応状況については、以下のとおりである。

### (1) 国民年金保険料の2年後収納事案

保険料が徴収可能な期限（2年間）を経過しているにもかかわらず、保険料が収納されていた事案（644件）を公表（平成21年12月25日）し、関与した職員に係る処分を実施。不適正に収納された保険料の取扱いについては、前回の調査が職員についてのみの調査であったため、時効の中断措置の有無（※）を本人（受給者及び被保険者）に確認することにし、時効の中断がないと認められた場合には、保険料の返還を行う予定である。また、後納制度の対象となる方には後納制度をご案内する。

※ 時効中断事由として、保険料の納付意思の表明は口頭でも認められていたので、そのことも踏まえて確認する。

### (2) 国民年金付加保険料の期限後納付事案

付加年金は付加保険料が納期限（翌月末）までに納付されないときは脱退したとみなされ、その後に納付された保険料は収納することができないが、還付処理が行われていないものがあることが判明。このため、正しく処理されている人との公平性の観点から、対象者を調査し個々に記録の訂正・還付処理を行う予定である。

記録の訂正、還付処理を行うにあたっては、期限後納付又は未納により、一旦脱退したとみなされた被保険者であっても、その後、期限内に付加保険料を納付した場合は、その納付日をもって再度付加保険料の納付申出があったものとする取扱い（旧社会保険庁時代の疑義解釈による取扱い）を適用する。（別紙3、4）

（注1）個々の記録の訂正・還付処理は生存者についてのみとするか検討中。

（注2）なお、これ以上の救済は現行法の下では困難。

## 付加保険料納付期限経過後の事象 (ケース①、ケース②について、法令及び過去の疑義解釈に合わせた取扱いを予定)

- 納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に納付する者でなくなる申出をしたとみなす。(国民年金法第 87 条 2 第 4 項)  
 ※年金機能強化法により平成 26 年 4 月から撤廃。  
 ○納期限までに納付しないために納付辞退とみなされた者が、その納期限未経過の保険料を納付した場合は、納付申出があったものとみなして取扱う。  
 (過去の疑義解釈(「国民年金質疑応答要覧」旧社会保険庁国民年金課編集 昭和 45 年 6 月改正版))

	月 分	4 月分	5 月分	6 月分	7 月分	備 考
	納期限	5 月 31 日	6 月 30 日	7 月 31 日	8 月 31 日	
	納付日	5 月 31 日	7 月 31 日 (納期限後納付)	7 月 31 日	8 月 31 日	
1	<b>法令どおりの取扱い</b>	○ 収納	× 過誤納として還付	× 非該当のため還付	× 非該当のため還付	○5 月分が納期限内に納付されていないため、6 月 30 日に脱退したものとみなされ、それ以降に申出がなかったことから 6 月分、7 月分の納付は認められない。
2	<b>今回の対応案</b> 法令解釈の範囲内で可能な取扱い (過去の疑義解釈による取扱い)	○ 収納	× 過誤納として還付	× 非該当のため還付	○ 収納	○5 月分が納期限内に納付されていないため、6 月 30 日に脱退したとみなされるが、6 月分が納期限内に納付されていることから、その納付日をもって再度付加保険料の納付申出があったものとする取扱い(旧社会保険庁時代の疑義解釈による取扱いを適用)。 ○ケース①及び②を当該取扱いに統一する。 この方法による還付対象者数(推計) 21.8 万人

## 法令の規定が未適用のケース

3	<b>ケース ①</b> 納期限後納付の還付処理は適用 納付辞退の処理が未適用扱い	○ 収納	× 過誤納として還付	○ 収納	○ 収納	○5 月分が納期限内に納付されていないため、6 月 30 日に脱退したとみなされるが、6 月分が納期限内に納付されていることをもって有効としている。 仮にこの方法で処理した場合の還付対象者(推計) 14.2 万人
	<b>ケース ②</b> 納期限後納付の還付処理及び 納付辞退の処理が未適用	○ 収納	○ 収納	○ 収納	○ 収納	

※この表は、5 月分保険料が 6 月 30 日の口座振替時に残高不足のため納付されず、7 月 31 日に 6 月分保険料とあわせて口座振替されたケースを例にしている。

※還付対象者数は、納期限経過後納付記録等を有する者のデータを用いて日本年金機構において粗い推計を行ったもの。

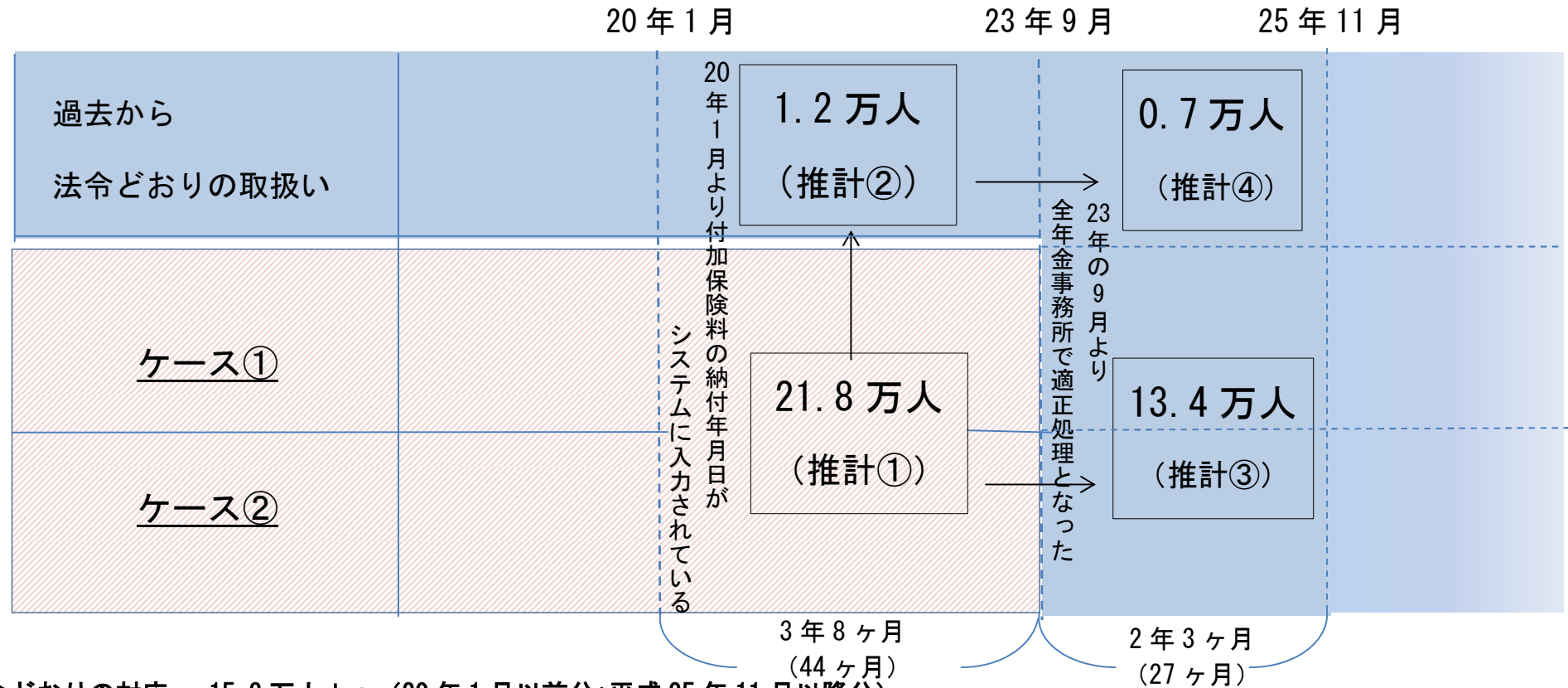
※網掛けされた部分が、今回の還付対象範囲である。



# 付加保険料納付期限経過後納付に係る全体像

別紙 3 - 2

ケース①及びケース②の対象者は推計 21.8 万人である一方、平成 23 年 9 月から法令どおりの処理が実施されている。そのため、多くの方（※）が法令どおりに処理されている。



※法令どおりの対応 15.3 万人 + α (20 年 1 月以前分 + 平成 25 年 11 月以降分)

ケース①及び②の対応 21.8 万人

[推計方法]

推計① 日本年金機構において、付加保険料を納期限後に納付している者等を抽出し、サンプル調査を行って推計した人数

推計② 適正な事務処理を行っていた年金事務所と不適正な事務処理を行っていたそれぞれの地域ごとの付加保険料の納付者の割合 (適正な地域 4.6 万人 [約 5.2%]、不適正な地域 82.8 万人 [約 94.8%]) をもとに推計した人数

推計③④ 不適正な期間 3 年 8 ヶ月から推計した人数

## 付加保険料を納期限経過後納付した者の対応の考え方

## 1. 付加年金の仕組み

付加保険料は、「月額400円」、納期限は翌月末日

付加年金額は、付加保険料を1ヵ月納付した場合「200円」を給付する仕組みである。

付加保険料納付者数（平成23年度末）：873, 161人

## 2. 機能強化法（平成24年8月成立）による付加保険料の改正

年金機能強化法により、平成26年4月から付加保険料の納付は2年間可能（本体保険料と同様）となる。

納付期限後に納められた付加保険料は還付となり、改めて申出をしていただかないといけないため、本人あるいは年金事務所双方にとってかなり煩瑣な手続きが必要となっていることから改正が検討された。納期限後に納められていたケース①②については、時効の遡及適用は法的に困難なこと（時効を遡及適用すると全対象者に過去に遡って2年の納付を認めることになり、時効が目的とする法的安定性を著しく損なう）、過去の事務処理に起因する保険料納付を認めるという議論がなかったことから、法的対応がとられなかった。

## 3. 還付処理等に向けた課題

## 還付金額

今回の対応案での処理（別紙3-1の項番2）において、

○2か月以内の還付月数を有する者の割合は、54.28%

○3か月以内の還付月数を有する者の割合は、65.24%

少額の還付が大半であり、お客様の負担（郵送費用、時間）に比べて還付金額が少ないことから、お客様から請求いただけない場合がある。

## 年金受給者

(1) 既に年金記録を確認し、裁定した年金額が減少すると受給者からの苦情が考えられる。

(2) 還付金と返納金での相殺はできない。

例) 昭和18年11月生 : 納付月12月 年金受給月数38月の場合

保険料還付金4,800円（還付処理）、年金返納額7,600円（年金額と相殺（内払調整）が可能）

### 還付の事務処理

- (1) お客様に還付請求書を送付する。その後6ヶ月経過しても未請求である場合は提出勧奨を行う。更に未請求である場合には、請求権が時効となる前に提出勧奨を行う。
- (2) 還付請求書を基に還付処理を行う。
- (3) 還付請求権が時効により消滅した場合は、国庫に帰属する。

### 年金額の返納の事務処理

- (1) お客様への年金額の返納が発生すること及び年金裁定が必要であることを説明し、再裁定申出書を送付する。
- (2) 再裁定申出書が提出された場合は、それに基づき年金額が減額となる年金裁定を行う。
- (3) 再裁定申出書が提出されない場合は、再裁定申出書の提出に係る勧奨文書を送付する。
- (4) 訪問等によりお客様に誠心誠意対応してもご理解が得られない場合は、職権により年金額が減額となる年金裁定を行う。

## 4. 今後の対応

以上のように、少額の還付に対してお客様の負担等も発生するなど、多くの事務処理が発生することとなる。

このため、①これらの対象となる方の記録をそのままとする、又は、②一度還付処理をするもののその後再度納付出来るような法律改正を行うなど、対象となる方の付加保険料の取扱いを検討したところ。

しかしながら、①違法状態をそのまま救済することは不可能なこと、また、②過去に正しく処理された方々との公平性等を踏まえると、本来付加保険料を正しい年金記録とすべきところを、過去において単に行政側の事務処理を行っていないということのみをもって法的に無効な付加保険料を納付済とする取扱いは極めて困難であることから、以下の「結論」のとおり対応する。

### 【結論】

対象者を調査し、個々に記録の訂正・還付処理を行うこととする。

記録の訂正、還付処理を行うにあたっては、期限後納付又は未納により、一旦脱退したとみなされた被保険者であっても、その後、期限内に付加保険料を納付した場合は、その納付日をもって再度付加保険料の納付申出があったものとする取扱い（旧社会保険庁時代の疑義解釈による取扱い）を適用する。

# 国民年金の付加保険料

## 付加保険料の概要

- ・ 国民年金の第 1 号被保険者が任意で付加保険料を納めると、老齢基礎年金を受けるときに、付加年金を受給する（昭和 4 5 年 1 0 月開始）
- ・ 付加保険料は月額 4 0 0 円
- ・ 付加年金の年金額は、「2 0 0 円 × 納付した月数」  
例） 1 ヶ月（400 円）を納めると、毎年 200 円の年金が支給される

## 付加年金の加入・辞退

- ・ 加入の申出を行った月から加入
- ・ 付加保険料の納期限は翌月末日
- ・ 脱退の申出をした月の前月分から脱退
- ・ 納期限までに納付しなかったときは、その月分から脱退とみなす

## 納付方法

- ・ 納付書には、国民年金保険料と合算された額（平成 25 年度は 1 5, 4 4 0 円（15, 040 円 + 400 円））を記載
- ・ 付加保険料の納付・口座振替は、国民年金保険料と合算された額をまとめて行う

# 付加保険料の保険料収納に関する制度の変遷と収納の状況

